

厚労省「第3回 療養病床の在り方等に関する検討会」 新類型は「医療」「介護」「住まい」の組み合わせで

2015/10/9

療養病床の在り方等に関する検討会（座長：遠藤久夫・学習院大学経済学部教授）は10月9日、慢性期医療の提供体制等に関する今後の“選択肢”について議論を行った。



事務局は、2017年度末の介護療養病床の廃止を見据えた今後の慢性期医療・介護サービス提供体制に関する具体的な改革の選択肢を整理する必要があるとし、これまでの議論を踏まえた論点を提示。「選択肢に求められる基本的な条件」として、現在主に医療療養病床（20対1）が担っている急性期病床などからの受け皿機能や在宅復帰機能は引き続き維持すること、比較的医療の必要性が低く、介護ニーズのある人への長期療養及び一定の医療処置を実施する機能を地域差に配慮しつつ確保することを挙げた。また、現在の療養病床から容易に転換できるといった条件も例示している。

その上で、「考えられる選択肢」として、「医療」「介護」「住まい」の機能を組み合わせた新たなタイプの検討を提案。具体的には、①要介護度は比較的低いが一定程度の医療が必要な人に対する、医療と住まいが組み合わせられたサービス提供機能、②要介護度が高く、一定程度の医療が必要な人に対する長期療養を支える機能、③一定程度の医療が必要な人のショートステイ利用など在宅療養を支援する機能——を挙げた。さらに、これらの制度上の枠組みについて検討する観点として、「医療法・介護保険法等における位置付け」「人員配置基準」「施設基準」「新設の可否」「財源」などを示している。

■既存の介護施設との“違い”整理を

武藤正樹構成員（国際医療福祉大学大学院教授）や田中滋座長代理（慶應義塾大学名誉教授）は、新類型として病院併設型の居住施設など医療と住まいを合わせた枠組みが必要と主張した。一方、鈴木邦彦構成員（日本医師会常任理事）は、「“現状維持”も重要な選択肢」とした上で、「マンパワーも考慮して実現可能なものを考えないといけない」と訴えた。また、今回提案された新類型案と、現行の介護老人保健施設や特別養護老人ホームとの違いを明確化して整理する必要性も複数の構成員から指摘された。

次回は10月23日の開催予定。